

令和4年12月26日
県土整備部

報道関係者 各位

中山公園野球場の命名権者（ネーミングライツスポンサー）の募集について

本県では、企業と行政の連携による県有施設の有効活用により歳入を確保し、利用者サービスの維持・向上を図るため、命名権（ネーミングライツ）を導入しています。

中山公園野球場（現在の名称：荘内銀行・日新製薬スタジアムやまがた）のネーミングライツの契約期間が令和5年3月31日に終了するため、令和5年4月1日以降の命名権者（ネーミングライツスポンサー）を下記により募集しますのでお知らせします。

記

1 募集施設

中山公園野球場（山形県東村山郡中山町大字長崎 5081 番地）

2 募集期間

令和4年12月26日（月）から令和5年1月31日（火）まで

3 契約期間

令和5年4月1日から令和8年3月31日（3年間）

4 募集金額

1年あたり 400万円以上（消費税及び地方消費税は別途）

5 名称（愛称）

都市公園の設置目的に相応しい名称とし、「山形」又は「やまがた」の文字を使用すること

6 応募資格

県内に事業所を有する法人または法人以外の団体で、「山形県ネーミングライツスポンサー応募資格要綱」に定める法人等

7 選定方法

山形県が設置する選定委員会において、応募者、名称（愛称）、応募金額、本県との関わり、社会貢献の実績等を総合的に審査し、優先交渉者を選定します。

8 その他

募集要項については、山形県ホームページにおいて公開します。

【問合せ先】 県土整備部都市計画課

課長補佐 庄司 電話 023-630-2585

【報道監】 県土整備部

次 長 土屋